

し、建設業務と工事監理業務については、同一の者、又は資本面ならびに人事面で関係のあるものが兼ねてはならない。

- ・入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。

(2) 参加資格要件（設計業務に当たる者）

ア 建築設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、**少なくとも1者が⑤を満たすこと**。さらに、立体駐車場の設計に当たる者のうち少なくとも1者は③を、スタジアムの設計に当たる者のうち少なくとも1者は④を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑤次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は、建設部門（都市及び地方計画））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(3) 参加資格要件（建設業務に当たる者）

建設業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。さらに、立体駐車場の建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑤を、スタジアムの建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑥を、園地整備に当たる者のうち少なくとも1者は⑦を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）に登録されていること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工種に該当する種類について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ③同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が下記区分を満たすこと。なお、建築一式工事と土木一式工事の点数を満たす者が同一でなくても構わない。

種別	点数
建築一式工事	1,100点以上
土木一式工事	1,200点以上

- ④次の要件をすべて満たす監理技術者を建築工事実施期間中、当該事業用地に専任かつ常駐で配置すること。また、その他工事の実施期間中には2)を満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置すること。
 - 1) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - 2) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑤平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑥平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑦平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の建設を完了した実績を有していること。

(4) 参加資格要件（工事監理業務に当たる者）

工事監理業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1）技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算）又は、建設部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(5) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

3 一般競争入札参加資格の審査の申請方法

本事業の実施に係る総合評価落札方式一般競争入札に参加する応募グループの代表企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 受付期間

令和6年7月31日（水）午後2時から令和6年9月13日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階
神戸市 建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

(3) 提出書類

「王子公園再整備事業 入札説明書」のとおり。

(4) 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

4 一般競争入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和6年9月27日（金）以降に代表企業に対して書面により通知する。

5 入札書の提出期間及び提出方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を次のとおり提出すること。なお、(1)の提出日時までに入札提案書類を提出しない場合は、入札に参加できない。

(1) 提出日時

令和6年12月26日（木）午後3時まで（必着）